第３章　平成 23 年度の数値目標

１　数値目標の考え方

第１期障害福祉計画では国の基本指針に基づき、具体的な取り組みを行うために、平成 23 年度を目標年度として「①福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「②入院中の精神障害者の地域生活への移行」、「③福祉施設から一般就労への移行」の３点について数値目標を設定しました。

国の基本指針では、第２期障害福祉計画においても、平成 23 年度の数値目標の考え方は、基本的に変更しないとされています。一方、障害者自立支援法の施行時期等の関係から、第１期障害福祉計画の策定作業は、法施行事務作業と平行して行われたこと等から、計画内容について十分な検討ができなかった自治体も多いと推察されるため、第２期計画においては、第１期計画の現状把握、地域における課題等を踏まえ、今後実施すべき事項等を検討し、目標値を適切に補正(上方、下方)するとともに、障害者のニーズを踏まえ必要なサービス量を見込むことが求められています

国の基本指針－障害福祉計画の基本的理念－

（１）障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自ら住む場所を選び、必要とする障害福祉サービス等を受けながら、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービス提供体制の整備を進める。

（２）実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一したこととともに、三障害に係る制度を一元化したことにより障害福祉サービスの充実を図る。

（３）地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用する。

国の基本指針－障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方－

（１）全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障害者等に対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障する。

（2）希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

小規模作業所の法定サービスへの移行等を推進することとともに、希望する障害者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所および地域活動支援センターで提供されるサービス）を保障する。

（3）施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所又は病院への入院から地域生活への移行を進める。

（4）福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図る。

国の基本指針－数値目標設定の考え方－

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、第１期障害福祉計画の作成時点において、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成 23 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。

当該数値目標の設定にあたっては、第１期計画作成時点の施設入所者数の１割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成 23 年度末の施設入所者数を第１期計画作成時点の施設入所者数から７％以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。なお、施設入所者数の設定に当たって、新たに入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意すること。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 24 年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成 23 年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。これとともに医療計画における基準病床数の見直しを進める。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定にあたっては、第１期計画作成時点における一般就労への移行実績の４倍以上とすることが望ましい。

また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成 23 年度までに第１期計画作成時点における福祉施設の利用者のうち、２割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 23 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、３割は就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。

2　第１期計画の進捗状況

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	人数等	備考
施設入所者数	193 人	平成 17 年 10 月現在の法定施設入所者数

項目	人数等	備考
【目標値】地域生活移行者数	19 人 （10%）	平成 23 年度末までに地域移行する者
【目標値】施設入所者数	179 人（-14 人） （-7%）	平成 23 年度末の施設入所者数（削減数）

	項目	人数等	備考
実績	【現状値】 地域生活移行者数	14 人	平成 20 年 11 月末現在までの地域移行者数
	【現状値】 施設入所者数	193 人	平成 20 年 11 月末現在の施設入所者数

※対象施設は、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者生活訓練施設。地域移行者の対象施設は、上記から身体障害者更生施設、精神障害者生活訓練施設を除いた施設。地域移行とは、施設入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、公営住宅、一般住宅へ移すこと。（家庭復帰を含む）

【分析・評価】

○地域移行者数は平成 20 年 11 月末現在 14 人で、－7.3 パーセントとなっています。

○施設入所者数は平成 20 年 11 末現在 193 人で、平成 17 年 10 月と同値となっています。死亡や退所により入所者数が減じても、待機者が入所するため、入所者数が減っていないのが現状です。

○現在施設に入所している人の中で地域移行を希望している人が多くいます。

（2）入院中の精神障害者の地域生活への移行

項目	人数等	備考
退院可能な精神障害者数	71 人	平成 14 年患者調査から推計

⇩

項目	人数等	備考
【目標値】地域移行者数	59 人	平成 23 年度末までに地域移行する者

	項目	人数等	備考
実績	【現状値】 地域移行者数	13 人	平成 19 年度地域移行者数（1 年以上入院後、障害福祉サービス利用して地域生活に移行）

【分析・評価】

○退院可能な精神障害者数 71 人は、平成 14 年患者調査結果による受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者数を広島県が市町人口により按分した数値であり、具体的なものではないため、実績の把握が困難です。精神科病院に１年以上入院した後、何らかの障害福祉サービスを利用して地域移行した者を実績値として掲げています。

○現在精神科病院に入院している人の中で、地域移行を希望している人が多くいます。一方、地域生活のイメージを持ちにくい人もいます。

（3）福祉施設から一般就労への移行等

項目	人数等	備考
年間一般就労移行者数	6 人	平成 17 年度の一般就労移行者数

項目	人数等	備考
【目標値】 年間一般就労移行者数	27 人 （4.5 倍）	平成 23 年度に一般就労移行する者

	項目	人数等	備考
実績	【現状値】 年間一般就労移行者数	10 人	平成 19 年度の一般就労移行者数
	【現状値】 一般就労移行者数	10 人	平成 20 年 4 月～11 月の一般就労移行者数

※一般就労とは、企業等に就職した者（就労継続支援Ａ型（雇用型）および福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者、および自ら起業した者をいう。

【分析・評価】

○一般就労移行者は平成 19 年度に 10 人、平成 20 年度は 11 月までで 10 人となっています。また、平成 20 年度中に 5 人の障害者雇用を予定している企業もあり、概ね順調に就労移行が進んでいます。

○特別支援学校において一般就労へ向けた取り組みが進んでおり、福祉施設を経ない就職者が増えていく見込みです。

○現在の厳しい雇用環境は当分の間続くと言われており、福祉施設からの一般就労は今後ますます難しくなることが予想されます。

○これらのことから、今後は一般就労移行者数の伸びは鈍化していくものと思われ、平成 23 年度単年度における数値目標を修正する必要が生じています。

３　第２期計画数値目標の設定

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行（第１期計画からの変更なし）

項目	人数等	備考
施設入所者数	193 人	平成 17 年 10 月現在の法定施設入所者数

⇩

項目	人数等	備考
【目標値】地域生活移行者数	19 人 （10%）	平成 23 年度末までに地域移行する者
【目標値】施設入所者数	179 人（-14 人） （-7%）	平成 23 年度末の施設入所者数（削減数）

（2）入院中の精神障害者の地域生活への移行（第１期計画からの変更なし）

項目	人数等	備考
退院可能な精神障害者数	71 人	平成 14 年患者調査から推計

⇩

項目	人数等	備考
【目標値】地域移行者数	59 人	平成 23 年度末までに地域移行する者

（3）福祉施設から一般就労への移行等（第１期計画から修正）

項目	人数等	備考
年間一般就労移行者数	6 人	平成 17 年度の一般就労移行者数

⇩

項目	人数等	備考
【目標値】 年間一般就労移行者数	18 人 （3 倍）	平成 23 年度に一般就労移行する者

４　数値目標達成のための取り組み

○生涯を通して一貫した支援を継続するための地域生活支援体制を確立し、障害者一人一人の想いを大切にすることを基本に、関係機関が各々の役割を果たしていきます。

○必要とされるサービスの量的な拡大とともに、質的な向上に努め、障害者にとって真に必要なサービス提供体制を構築していきます。また、サービスを担う人材の確保が大きな課題となっています。このため、人材確保のための情報提供に努め、また、その意義や重要性について広く関係機関や市民へ積極的に広報していきます。

○職場開拓や※2 官公需の拡大等により障害者の所得保障を確立し、働く場、住む場の選択性を確保する中で数値目標を達成していきます。

○施設や精神科病院からの地域移行については、相談支援事業者を交えて移行支援会議を開催し、サービス利用計画を作成して、本人のニーズに沿った地域生活を実現します。

○移行後も本人のニーズに沿った生活が継続できるような支援を行います。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

事業者との連携により、施設入所者の地域生活に向けた意識高揚、イメージを確立し、訪問系サービス、日中活動系サービスの確保、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）等の整備を行います。また、市営住宅のバリアフリー等の推進や入居の際の優遇措置、「※3 あんしん賃貸支援事業」を活用した賃貸物件の情報を提供し、地域生活へ移行できるよう住宅の確保に努めます。

アパートへの入所支援、夜間、休日の電話相談などの緊急時に対応する「※4 居住サポート事業」や、長期間、入所・入院されている障害者がより具体的に地域生活をイメージできるよう、福祉サービスの利用を含めて地域生活を体験できる「地域生活体験事業」、また、地域移行者に対してのみ、通常の額より住宅改修費や特殊寝台ベッド、移動用リフトなど基準額を超えた部分にも助成を行う「日常生活用具の特別給付」の実施により移行を促進します。

さらに、施設入所を希望する障害者については、ニーズの聴き取り、個別支援会議等を行い、入所の目的、期間等を明確にした上で入所を決定もしくは継続して在宅支援が行えるような仕組みについて検討します。入所前に把握した本人の希望について、施設側とも情報共有し、本人の望む生活の実現に向けて施設や関係機関と連携し、スムーズな地域移行に繋げます。

こうした支援を積極的に進めていくとともに、障害者が地域で暮らすために必要な社会資源を掘り起こし、地域住民や企業等への啓発・広報活動を行って、地域の協力・理解を求め、障害者が暮らしやすい社会の構築を目指します。

（２）入院中の精神障害者の地域生活への移行

関係機関と協力しながら退院可能な精神障害者の把握を行い、訪問系サービス、日中活動系サービスの確保、共同生活援助、共同生活介護等の退院後の生活を支える受入条件の整備を推進します。

広島県が行う「※5 精神障害者地域移行支援事業」と連携を図りながら、地域移行についてのひとりひとりの希望に沿った取り組みを行います。その際、地域での生活のイメージが持てるような方法について検討していきます。

アパートへの入所支援、夜間、休日の電話相談などの緊急時に対応する「居住サポート事業」や、長期間、入所・入院されている障害者がより具体的に地域生活をイメージできるよう、福祉サービスの利用を含めて地域生活を体験できる「地域生活体験事業」を実施し、移行促進を図ります。

地域で安心して暮らし続けるためには、ボランティア養成、地域サロン立ち上げ等地域住民との相互理解と協力体制が必要です。地域の社会資源の現状把握、各関係機関の役割をお互い明確にしながら、協力体制を促進できる取り組みを進めていきます。

（３）福祉施設から一般就労への移行等

障害者の雇用を促進するため、障害特性に応じた就労先の確保、就労に関する情報の提供、相談支援体制の整備、能力開発や訓練機会の拡充を図ります。

職場開拓や就労相談に応じる就労支援コーディネーターを設置し、広島中央就業・生活支援センター、ハローワークと共に関係機関と連携して、就労支援ネットワークを構築します。本人や家族も含めたネットワークの中でそれぞれの機関が自分の役割を確認し、責任を果たしていく中で、一般就労への移行促進を図ります。

企業側の障害者や障害に対する理解を促進すると同時に、企業側が求める就

労者としてのスキル訓練を確実に進めていくことが求められています。障害者が就労についての知識や就労意欲を向上させ、また、企業が障害や障害者雇用に対しての理解促進を図るために実施する「就労体験実習制度」の実施、地域自立支援協議会の中で作成された共通の※6 アセスメントシートを活用し、事業所間のスムーズな連携を促して、一般就労にチャレンジできる仕組みに取り組みます。さらに、定期的な訪問支援などの職場定着支援についても取り組みます。

　また、学齢期から社会生活力を身に付けて自分で選択する力を養い、その中で「働く」ということをイメージできるよう、年齢に応じた家事体験や就労体験ができるよう取り組みます。